

令和7年6月4日

特定募集情報等提供事業者の皆様

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課
労働市場基盤整備室長

特定募集情報等提供事業概況報告書の提出について(周知)

募集情報等提供事業について、平素から格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、特定募集情報等提供事業者は、6月1日時点における事業の実施状況について、事業概況報告書を作成し、毎年8月31日までに、原則オンラインにより厚生労働大臣に提出しなければならないこととされております。

今月より受付開始しておりますのでご案内いたします。

事業概況報告書の作成に当たっては、記載要領、チェックリスト(下にQRコードがあります)をご確認ください。

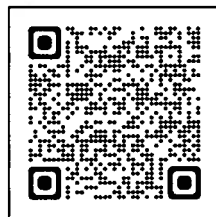
特に、昨年度まで提出いただいた事業概況報告書におきまして、誤った記載が多く見られたもの等について、昨年度から記載要領やチェックリストの記載を改めている箇所もございますので、必ず目を通して下さい。

(事業概況報告書の記載内容に不備等があった場合、厚生労働省から連絡を差し上げることがございます。)

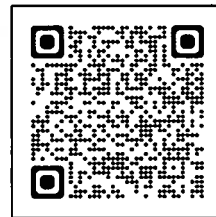
ご提出には政府のオンラインサービス「e-Gov 電子申請」をご利用ください。

なお、既にサービスを終了している、事業実施の見込みがなくなったなど現時点で事業実施の見込みがなければ、遅滞なく廃止届のご提出をお願いします。

記載要領 (記載例)



チェックリスト



(照会先)

厚生労働省 職業安定局需給調整事業課
労働市場基盤整備室 担当:加藤、小川

メールアドレス: tokuteibosyuu@mhlw.go.jp

電話: 03-5253-1111 (内線 5222, 5219, 5221)



特定募集情報等提供事業概況報告書の 提出期限は 8月31日です！



特定募集情報等提供事業者は、**6月1日時点**における事業の実施状況について、事業概況報告書を作成し、**8月31日までに提出する義務**があります。

- ☑ 特定募集情報等提供事業者は、毎年**8月31日までに**、6月1日時点における事業の実施状況について、特定募集情報等事業概況報告書を作成し、厚生労働大臣に提出することが義務づけられています。（職業安定法第43条の5）
- ☑ 提出期限を経過しても事業概況報告書を提出しない事業者については、**職業安定法違反**となり、指導や行政処分の対象となる可能性があります。
- ☑ **6月1日時点における実施状況に関する情報を保存**し、事業概況報告書に必要な情報を記載できるように準備を進めてください。

主な報告事項

■公表項目

提供する主なサービスの名称、第1号～第4号の行為のうち該当するもの、URL

※[人材サービス総合サイト](#)に掲載されます。現在掲載されている内容と事業概況報告書に記載された内容が異なる場合には、事業概況報告書に記載された情報に更新されます。

■6月1日現在の状況報告 ※以下の情報は公表されません。

求人情報を提供している場合の実績、求職者情報を提供している場合の実績、提供するサービスの概要、適切な事業運営に関する事項

※名称、所在地、電話番号、（法人の場合）代表者の氏名について、事業開始の届出時から変更が生じた場合は、別途「**特定募集情報等提供事業変更届出書**」の提出が必要です。

※事業を継続する見込みがなくなった場合には廃止届出書をご提出ください。

報告書の提出にはオンラインサービス「e-Gov」をご利用ください

e-Govでの申請は4ステップで完了！

- 1 アカウント取得
- 2 アプリインストール
- 3 ファイル(様式)に記入
- 4 マイページからファイル送信



e-Govトップページ

<https://shinsei.e-gov.jp/>



e-Gov電子申請
事業概況報告書の提出ページ



e-Gov電子申請
変更届出書の提出ページ

